

議案第 5 号

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道上川郡鷹栖町
士別市間ほか 18 区間の新設に関する整備計画の一部
変更について

平成 21 年 4 月

国道有第15号

平成21年4月27日

国土開発幹線自動車道建設会議

会 長 殿

国土交通大臣 金子 一義

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道上川郡鷹栖町
士別市間ほか18区間の新設に関する整備計画の一部
変更について

標記について、別紙1から別紙19のとおり変更したいの
で、国土開発幹線自動車道建設会議の御意見を承りたく、付
議いたします。

付議する理由

高速自動車国道の新設に関する整備計画の一部を別紙 1 から別紙 19 のとおり変更するため、高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る必要がある。これが、本議案を付議する理由である。

別紙 1

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道上川郡鷹栖 町士別市間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道上川郡鷹栖町士別市間の新設に関する整備計画（平成元年3月29日決定）の一部を次のように変更する。

第4号の表中、「 | 士別市及び上川郡剣淵町 | 道道士別インター線 | 」を「 | 士別市及び上川郡剣淵町 | 道道士別剣淵インター線 | 」に改める。

別紙 2

北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張市北海道上 川郡清水町間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張市北海道上川郡清水町間の新設に関する整備計画（平成9年3月8日決定）の一部を次のように変更する。

第4号の表中、「 | 北海道勇払郡占冠村 | 道道夕張新得線 | 」を「 | 北海道勇払郡占冠村 | 道道トマムインター線 | 」に改める。

別紙 3

東北縦貫自動車道弘前線のさいたま市仙台市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道弘前線のさいたま市仙台市間の新設に関する整備計画（昭和41年7月25日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第4号イの表中、「 | 久喜市 | 県道大宮栗橋線 | 」を「 | 久喜市 | 県道さいたま栗橋線 | 」に改める。
2. 第4号ロの表中、「 | 宇都宮市 | 町道前田原宿線 | 」を「 | 宇都宮市 | 県道上河内スマートインター線 | 」に、「 | 那須塩原市 | 県道大田原高林線 | 」を「 | 那須塩原市 | 県道黒磯板室インター線 | 」に、「 | 栃木県那須郡那須町 | 町道辻室田島線 | 」を「 | 栃木県那須郡那須町 | 県道那須高原スマートインター線 | 」に改める。

別紙 4

日本海沿岸東北自動車道の胎内市新潟県岩船郡朝日 村間の新設に関する整備計画の一部変更案

日本海沿岸東北自動車道の胎内市新潟県岩船郡朝日村間の
新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部
を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「 | 新潟県 | 岩船郡荒川町 | 同郡神林村
村上市 | 同郡朝日村 | 」を「 | 新潟県 | 村上市 | 」に改め
る。
2. 第4号の表中、「 | 新潟県岩船郡荒川町 | 一般国道11
3号 | 」を「 | 村上市 | 一般国道113号 | 」に、「 | 新
潟県岩船郡神林村 | 県道岩船港線 | 」を「 | 村上市 | 県道
岩船港線 | 」に、「 | 新潟県岩船郡朝日村 | 県道小揚猿沢
線 | 」を「 | 村上市 | 県道小揚猿沢線 | 」に改める。
3. 第5号の表中、「 | 胎内市から新潟県岩船郡荒川町まで
| 約310億円 | 」を「 | 胎内市から村上市南新保まで | 約3

10億円 | 」に、「 | 新潟県岩船郡荒川町から同郡朝日村まで | 約750億円 | 」を「 | 村上市南新保から村上市猿沢まで | 約750億円 | 」に改める。

別紙 5

関越自動車道新潟線の渋川市群馬県利根郡みなかみ 町間の新設に関する整備計画の一部変更案

関越自動車道新潟線の渋川市群馬県利根郡みなかみ町間の
新設に関する整備計画（昭和46年6月1日決定）の一部を
次のように変更する。

第4号口の表中、「 | 渋川市 | 県道大間々子持線 | 」を
「 | 渋川市 | 県道大間々上白井線 | 」に改める。

別紙 6

東関東自動車道千葉富津線の千葉市木更津市間の新 設に関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道千葉富津線の千葉市木更津市間の新設に関する整備計画（昭和57年3月1日決定）の一部を次のように変更する。

第4号の表中、「 | 木更津市 | 県道君津平川線 | 」を「 | 木更津市 | 一般国道409号 | 」に改める。

別紙 7

北関東自動車道の伊勢崎市栃木県下都賀郡岩舟町間 の新設に関する整備計画の一部変更案

北関東自動車道の伊勢崎市栃木県下都賀郡岩舟町間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月 2 7 日決定）の一部を次のように変更する。

第 4 号の表中、「 | 太田市 | 県道大原境線 | 」を「 | 太田市 | 県道大原境三ツ木線 | 」に改める。

別紙 8

北関東自動車道の栃木県河内郡上三川町笠間市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

北関東自動車道の栃木県河内郡上三川町笠間市間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月 2 7 日決定）の一部を次のように変更する。

第 1 号の表中、「 | 栃木県 | 真岡市 芳賀郡二宮町 | 」
を「 | 栃木県 | 真岡市 | 」に改める。

別紙 9

中央自動車道西宮線の葦崎市小牧市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道西宮線の葦崎市小牧市間の新設に関する整備計画（昭和41年7月25日決定）の一部を次のように変更する。

第4号イの表中、「 | 北杜市 | 県道高根富士見線 | 」を「 | 北杜市 | 県道北杜富士見線 | 」に改める。

別紙 1 0

第一東海自動車道の新設に関する整備計画の一部変更案

第一東海自動車道の新設に関する整備計画（昭和38年10月25日決定）の一部を次のように変更する。

- 1．第1号の表中、「 | 静岡県 | 富士市 庵原郡富士川町 静岡市 同郡由比町 | 」を「 | 静岡県 | 富士市 静岡市 | 」に、「 | 静岡県 | 藤枝市 志太郡大井川町 | 」を「 | 静岡県 | 藤枝市 | 」に改める。
- 2．第4号口の表中、「 | 静岡県庵原郡富士川町 | 町道上町 小山線及び町道片羽東名線 | 」を「 | 富士市 | 市道上町 小山線及び市道片羽東名線 | 」に改める。

別紙 1 1

第二東海自動車道横浜名古屋線の静岡県駿東郡長泉町東海市間の新設に関する整備計画の一部変更案

第二東海自動車道横浜名古屋線の静岡県駿東郡長泉町東海市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「 | 静岡県 | 庵原郡富士川町 | 」を削り、「 | 静岡県 | 志太郡岡部町 藤枝市 | 」を「 | 静岡県 | 藤枝市 | 」に改める。

別紙 1 2

中部横断自動車道の静岡市山梨県南巨摩郡増穂町間の 新設に関する整備計画の一部変更案

中部横断自動車道の静岡市山梨県南巨摩郡増穂町間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月 2 7 日決定）の一部を次のように変更する。

第 4 号の表中、「 | 山梨県南巨摩郡身延町 | 県道市川大門下部身延線 | 」を「 | 山梨県南巨摩郡身延町 | 県道市川三郷身延線 | 」に、「 | 山梨県西八代郡市川三郷町 | 県道市川大門下部身延線 | 」を「 | 山梨県西八代郡市川三郷町 | 県道市川三郷身延線 | 」に改める。

別紙 1 3

中部横断自動車道の山梨県南巨摩郡増穂町甲斐市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

中部横断自動車道の山梨県南巨摩郡増穂町甲斐市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第4号の表中、「 | 南アルプス市 | 県道葦崎櫛形豊富線 | 」を「 | 南アルプス市 | 県道葦崎南アルプス中央線 | 」に改める。

別紙 1 4

中国縦貫自動車道の吹田市真庭市間の新設に関する 整備計画の一部変更案

中国縦貫自動車道の吹田市真庭市間の新設に関する整備計画（昭和41年7月25日決定）の一部を次のように変更する。

第4号口の表中、「 | 加西市 | 県道中北条線 | 」を「 | 加西市 | 県道多可北条線 | 」に改める。

別紙 1 5

中国縦貫自動車道の周南市美祢市間の新設に関する 整備計画の一部変更案

中国縦貫自動車道の周南市美祢市間の新設に関する整備計画（昭和42年11月9日決定）の一部を次のように変更する。

- 1．第1号の表中、「 | 山口県 | 美祢郡美東町 同郡秋芳町 美祢市 | 」を「 | 山口県 | 美祢市 | 」に改める。
- 2．第4号の表中、「 | 山口県美祢郡美東町 | 一般国道490号 | 」を「 | 美祢市 | 一般国道490号 | 」に改める。

別紙 1 6

山陽自動車道吹田山口線の神戸市三木市間の新設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の神戸市三木市間の新設に関する整備計画（昭和 5 7 年 1 月 2 0 日決定）の一部を次のように変更する。

第 4 号の表中、「 | 三木市 | 県道神戸杜線 | 」を「 | 三木市 | 県道神戸加東線 | 」に改める。

別紙 17

山陽自動車道吹田山口線の姫路市備前市間の新設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の姫路市備前市間の新設に関する整備計画（昭和47年6月20日決定）の一部を次のように変更する。

第4号イの表中、「 | たつの市 | 県道綱干竜野線 | 」を「 | たつの市 | 県道綱干たつの線 | 」に改める。

別紙 18

東九州自動車道の宮崎県宮崎郡清武町宮崎県南那珂郡北郷町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の宮崎県宮崎郡清武町宮崎県南那珂郡北郷町間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

- 1．第1号の表中、「 | 宮崎県 | 南那珂郡北郷町 | 」を「 | 宮崎県 | 日南市 | 」に改める。
- 2．第4号の表中、「 | 宮崎県南那珂郡北郷町 | 県道日南高岡線 | 」を「 | 日南市 | 県道日南高岡線 | 」に改める。

別紙 19

東九州自動車道の宮崎県南那珂郡北郷町日南市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の宮崎県南那珂郡北郷町日南市間の新設に関する整備計画（平成10年12月25日決定）の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「 | 宮崎県 | 南那珂郡北郷町 日南市 | 」
を「 | 宮崎県 | 日南市 | 」に改める。